**第6号様式（別添3の6.12.5.関係）**1 / 2

　　　 年　　 月　　 日

**技術基準等宣言書**

次に掲げる事項について宣言いたします。

1.適用する並行輸入自動車及び保安基準適用年月日

車台番号又はシリアル番号：　　　　　　　　　　　　　　　保安基準適用年月日：　　　 年　　 月　　 日

2.技術基準等の適合性を証する書面等

1.の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点（複数ある場合は複数）を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等とし、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

|  |  |
| --- | --- |
| 保安基準 | 技術基準等の適合性を証する書面等 |
| 第4条の2  軸重等 | □試験成績書　□適合説明書  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第8条  原動機及び動力伝達装置 | □試験成績書　□適合説明書  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第9条  走行装置等 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第10条  操縦装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第11条  かじ取装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □非破壊　□その他（　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第11条の2  施錠装置等 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第12条  制動装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第13条  連結車両の制動装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第15条  燃料装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □非破壊　□その他（　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第17条  高圧ガス燃料装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □非破壊　□その他（　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第17条の2  電気装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □非破壊　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第18条  車枠及び車体 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □非破壊　□その他（　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第18条の2  巻込防止装置等 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第20条  乗車装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第22条  座席 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第22条の3  座席ベルト等 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第22条の4  頭部後傾抑止装置等 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |

2 / 2

|  |  |
| --- | --- |
| 第22条の5  年少者用補助乗車装置等 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第25条  乗降口 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第29条  窓ガラス | □試験成績書　□適合証明書　□Ⓔマーク　□細目告示で規定する記号  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第30条  騒音防止装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第31条  ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 | □試験成績書　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第32条  前照灯等 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第43条の5  盗難発生警報装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第43条の6  車線逸脱警報装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第43条の8  事故自動緊急通報装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第43条の9  側方衝突警報装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第44条  後写鏡等 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |
| 第44条の2  後退時車両直後確認装置 | □試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA　□Ⓔマーク  □FMVSS　　　 □CMVSS　　　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　□該当なし |

注：表中の略語の説明。

|  |  |
| --- | --- |
| ・「試験成績書」 | ：当該自動車若しくは当該装置又は同一構造を有する自動車の試験成績書 |
| ・「適合証明書」 | ：技術基準等適合証明書 |
| ・「認定証」 | ：協定規則に基づく認定証 |
| ・「適合説明書」 | ：指定自動車等と同一又は準ずる性能を有する構造・装置と同一である説明資料 |
| ・「COC」 | ：COCペーパー |
| ・「WVTA」 | ：WVTAラベル又はプレート |
| ・「Ⓔマーク」 | ：協定規則に基づくⒺマークを撮影した写真 |
| ・「FMVSS」 | ：FMVSSラベルを撮影した写真 |
| ・「CMVSS」 | ：CMVSSラベルを撮影した写真 |
| ・「細目告示で規定する記号」 | ：細目告示第117条第8項の表で定める記号を撮影した写真 |
| ・「非破壊」 | ：同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難な装置 |

3.技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

（1）本書面（添付書面を含む。）は、道路運送車両法施行規則第36条第14項又は同規則第42条第1項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。

（2）今般、検査を申請する1.に示す自動車は、2.に示す書面にて適合性を証する状態であることに相違ありません。

（3）届出者及び新規検査等の申請者が異なる場合にあっては、双方が本書面の記載事項について理解するとともに、本書面に関する責任は届出者が負います。

届出者の氏名　　　　　　　　 ：